なお、日本人の子孫等としての地位に着目して受け入れられている、南米出身者を中心とする日系人については、「日本人の配偶者等」、「定住者」又は「永住者」等の在留資格により入国・在留しており、平成20年末現在、これらの在留資格による外国人登録者数を国籍（出身地）別に見ると、ブラジルは30万5,717人、ペルーは５万4,223人で、外国人登録者数全体の16.2パーセントを占めている。これら日系人については、近年の景気の後退等により困難な状況に置かれているところ、地域の一員としてその義務を果たしつつ、我が国社会で安定した生活を送るための受入れの在り方等が課題となっている。

2　我が国に不法入国・不法滞在等する外国人の状況等

⑴　個人識別情報を活用した上陸審査の状況

テロの未然防止及び不法滞在者対策のため、平成19年11月から、個人識別情報を活用した上陸審査を導入し、外国人（特別永住者等を除く。）に対して上陸申請時に指紋及び顔写真の提供を義務付けており、同制度の導入により退去を命ぜられた者及び退去強制手続が執られた者の数は、平成19年（11月以降分のみ。）で128人、同20年には807人、同21年には617人となっており、過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券等を利用して不法入国を企図する者の入国の阻止等に大きな効果を上げている。

しかしながら、指紋偽装等により個人識別情報を活用した上陸審査の回避を企図する事案も発生しており、こうした事案への的確な対応が求められている。

⑵　不法滞在者の状況

入国管理局の電算統計により推計される不法残留者数は、平成５年５月１日現在の約30万人をピークに減少し、特に、平成16年以降、「不法滞在者５年半減計画」に基づく総合的な不法滞在者対策を実施した結果、平成22年１月１日現在で約９万２千人となっており、一貫して減少している。これを国籍（出身地）別に見ると、韓国が２万1,660人で全体の23.6パーセントを占め、次いで中国が１万2,933人（14.1パーセント）、フィリピンが１万2,842人（14.0パーセント）などとなっている。

また、不法残留となった直前の時点での在留資格について見ると、「短期滞在」が６万3,169人（68.8パーセント）で最も多くなっている。

なお、我が国には密航等により不法入国し潜伏している外国人が約１万３千人から２万２千人前後いると考えられ、これを不法残留者数と合わせると我が国における不法滞在者数は約11万人前後と推計される。

次に、入国管理局が退去強制手続を執った入管法違反者数は、不法残留者等の減少等に伴い平成21年には３万2,661人と前年比17.1パーセント減となっている。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が9,522人で全体の29.2パーセントと最も多く、次いでフィリピン、韓国、タイ、インドネシアの順となっており、これら５か国で全体の71.3パーセントを占めている。また、退去強制事由別に見ると、平成21年は、不法残留が２万5,503人で78.1パーセント、不法入国が5,373人で16.5パーセントとなっている。

また、平成21年中に退去強制手続を執った外国人のうち、不法就労事実が認められた者は２万6,545人で、入管法違反者全体に占める割合は81.3パーセントと、不法滞在者の多くが不法就労に従事しており、その稼働場所を都道府県別の比率で見ると東京都が第１位で、全体の17.4パーセントを占めているが、平成17年の36.2パーセントと比べると半減している。他方、その他の地域を見ると、例えば、愛知県の割合は平成17年の7.4パーセントから同21年は14.8パーセント、神奈川県の割合は平成17年の9.7パーセントから同21年は13.3パーセントへと上昇しており、不法滞在者の稼働地域が東京都以外の地域へと拡散している状況が見られる。

⑶　偽装滞在者等に係る在留資格取消しの状況

本邦に在留する外国人の中には、偽装婚、偽装留学等、身分や活動目的を偽って上陸許可等を受け、在留資格に該当する活動を行うことなく不法就労を行うなどする、いわゆる偽装滞在者が少なからず存在し、これらの者に厳格に対応するため、平成16年の入管法の改正により在留資格取消制度が創設された。平成16年12月から施行された同制度による在留資格取消しの状況を見ると、平成17年には46件であったが、平成21年には157件まで増加している。今後も、厳格な水際対策や不法滞在者の摘発が進む中、正規在留者を装う偽装滞在者の増加が懸念されている。

3　難民認定申請等の状況

難民認定申請を行った者は、近年大幅に増加しており、平成17年に384人であったものが、平成20年に過去最高の1,599人となり、平成21年も1,388人と高い水準を維持している。また、難民として認定された者については、近年、30人から50人程度で推移しており、平成21年は30人となっている。

難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は日本で在留を認めるべき特別な事情がある者に対しては、当該事情を個々に考慮した上で、人道的な配慮が必要な場合には、我が国への在留を特別に認めているところであり、平成21年には過去最高の501人の在留を認めている。

Ⅲ　出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

1　我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

出入国管理行政においては、これまで、我が国の国際化とグローバリゼーションの進展に対応し、専門的・技術的分野の外国人を始めとする我が国社会が必要とする外国人の円滑な受入れを図り、もって、国民生活の安定と繁栄、我が国社会の国際化の健全な発展に努めてきた。

今日、少子・高齢化の進行とこれに伴う人口減少社会の本格的な到来などを背景に、我が国社会の活力の維持が課題となっている一方、アジア地域各国が高い経済成長を成し遂げる中、これら地域の活力を取り込むという観点から、我が国社会が必要とする外国人の受入れの在り方も、より積極的なものへ展開していくことが求められている。

そこで、これらアジア各国を始めとする諸外国の高度人材や留学生、観光客など、我が国社会に活力をもたらす外国人を強く惹きつけるための施策について、その受入れが我が国の産業や国民生活、治安等に与える影響等に十分に留意しつつ、これら外国人の受入れ環境等の整備のための他の行政分野における施策とも連携し、次のとおり取り組んでいくこととする。

⑴　経済成長に寄与するなど社会のニーズにこたえる人材の受入れ

ア　高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入

我が国での就労を目的とする外国人の受入れについて、専門的な知識、技術、技能を有する外国人（以下「専門的・技術的分野の外国人」という。）については、我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることとしているが、この中でも特に高度の知識・技術等を有する高度人材は、我が国経済社会における新たな活力の創造、国際競争力の強化等に大きく寄与するものと考えられ、少子・高齢化に伴う人口減少社会の到来が本格化する中で、我が国が持続的な経済成長を成し遂げていくため、このような我が国社会に活力をもたらす高度人材の受入れを強力に推進していく必要がある。

世界各国の人材獲得競争の対象となるような高度人材の受入れを促進するためには、高度人材にとって魅力のある雇用・労働環境や社会・生活環境の整備等がまずもって重要であり、政府全体でその整備に取り組む必要がある。出入国管理行政においては、その取組に併せ、高度人材の受入れを促進するための措置として、ポイント制を活用した高度人材に出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の導入を検討していく。

具体的には、イノベーションと高い付加価値のあるサービス等を生み出すなど、我が国が戦略的に受入れを促進していくべき人材、例えば、①研究者、科学者、大学教授等の「学術研究分野」の人材、②医師や弁護士、情報通信分野等の技術者など、高度な資格、専門知識、技術を有する「高度専門・技術分野」の人材、③企業の経営者や上級幹部などの「経